

速 報

2025.06.06

内海一技25-019

(一社) 日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中



明石海峡航路及び付近における「シラス2そう曳き」
漁船操業に伴う航行安全対策について（お願い）

拝啓 青葉の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当会水先業務に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関しまして、明石海峡航路付近に於いて操業漁船が多数出漁しており、
関係先に確認をとったところ、シラスを狙い操業しているとのことでした。

つきましては、船舶の航行安全確保の為下記の安全対策を実施致したくご理解・
ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 期 間 : 令和7年6月9日（月）から当分の間（休漁日を除く）

※ 休漁日＝毎週水曜日・日曜日

2. 操業時間帯：日出30分前～11時頃まで

3. 安全対策：航路内の安全が確保されるまで航路入航は行わない。

（第2項「操業時間帯」以降に於いても、航路内の安全が確保されなければ、入航を見合わせることもある。）

【入航調整等】水先人嚮導船舶は、原則として『日出30分前～11時迄』の漁業

盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行するよう時間調整する。

然しながら、操業時間帯に明石海峡航路航行せざるを得ない船舶については、進路警戒船（1隻）を配備する。

但し、海上交通安全法に定める全長200m以上の危険物積載船及び全長250m以上の巨大船については従来通りとし、追加配備は行わない。

尚、進路警戒業務前の航路内調査は行わない。

以 上

（写）関係各位